

会 議 録

会議名 (審議会等名)		相模原市人権施策審議会 (第5回)		
事務局 (担当課)		人権・男女共同参画課 電話 042-769-8205 (直通)		
開催日時		令和4年7月15日(金) 午後6時～午後9時10分		
開催方法		Web会議		
傍聴会場		相模原市役所 本庁舎第2別館3階 第3委員会室		
出席者	委員	8人 (別紙のとおり)		
	その他			
	事務局	5人 (人権・女性活躍担当部長、人権・男女共同参画課長、他3名)		
公開の可否		<input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 一部不可	傍聴者数	8人 (ほか報道機関8人)
公開不可・一部不可の場合は、その理由				
会議次第		1 議 題 (仮称) 相模原市人権尊重のまちづくり条例に規定すべき内容について 2 その他		

審 議 経 過

1 (仮称)相模原市人権尊重のまちづくり条例に規定すべき内容について

(1) 第三者機関について

(矢嶋会長) 最初に、これまでの審議会での議論を踏まえ、第三者機関の整理を行いたいと思う。機能を整理すると、資料1の1(1)にあるように、3つに大別されている。1つ目は「人権行政のチェック」、2つ目は「審査」、3つ目は「救済」ということになる。このうち、1つ目の「人権行政のチェック」を担当する第三者機関としては、人権施策審議会が考えられている。ご意見を伺いたいことが、資料1の1ページ中段の「検討が必要と思われる事項」に記載されている。第三者機関の機能についてA～Cのとおりでよいか、また、A～C以外に求められる機能があるかどうかについて、ご意見を伺いたい。

(金子委員) ABCの3機能で、第三者機関の有する機能はよろしいかと思う。もちろん、Bの内容、Cの内容をどこまで膨らませるかということはあると思うが、機能別に分ければこの3つでよいと思う。人権行政のチェックが人権施策審議会の機能であることは分かるが、一方で、人権施策審議会を残すかどうかという話がまたあると思う。新設の機関の方に統合してしまうという考え方もあり得ると思うが、仮に残すとするならば、人権施策審議会は、市長からの諮問を受けて、主として人権施策推進指針についての意見を述べるという役割を持つ中で、この新しく設置されるであろう第三者機関の方にも、人権行政のチェック機能を持たせるべきであると思う。つまり、日々の相談・救済活動の中で、これはもう行政の制度を改めなければいけないと考えた場合には、行政に対して必要な意見を述べるということを機能として持つべきだと思うので、このAの人権行政のチェック機能は、新機関と既存の人権施策審議会とで重複することにした方がよいと考える。

(矢嶋会長) 今の金子委員のご意見は、資料1の1(1)の表中にある「担当する第三者機関」の項目について、Aの「人権行政のチェック」の機能に関して、人権施策審議会に加えて、新機関も入れ込むということによろしいか。

(金子委員) そうである。もう1つは、先ほども申し上げたが、新規の機関に全ての機能を統合してしまうということもあり得るかと思う。それがよいと申し上げているわけではないが、そういう選択肢もあり得るかと思う。

(工藤委員) 僕も第三者機関は大変大事だと思う。人権行政を進めていく上で人権侵害の救済をするために大事な機関だと思う。人権施策審議会とは全く別の新規で第三者機関は作るべきだと思う。というのは、審査・救済に当たっては高い専門性が求められる。色々な専門分野の人達にも入っていただかなければいけないため、そういう専門性を持った人達に入っていただく構成としたらどうか。それから、行政からの独立性といったことも視点に入れた第三者機関としたらどうかと思う。これからまた議論があると思うが、分類はこれでよいが、全く新規の第三者機関が必要と思っている。

(矢嶋会長) 今の工藤委員のご意見は、むしろ人権施策審議会ではなく、新規の専門性、行政からの独立性を持った第三者機関が人権行政のチェックもすべきというご意見であったが、いかがか。

(工藤委員) 金子委員の言った内容だと思っている。人権行政のチェックは、この人権施策審議会でもできるし、第三者機関でもできるが、審査・救済に当たっては、かなり専門性を持った人が必要であり、この人権施策審議会ではなかなか難しいと思うので、それとは全

く別の第三者機関を作った方がよいと思う。人権行政のチェックについては、重複してもよいと思う。

(矢嶋会長) 第三者機関を置くということに関しては、皆様同意いただいていると受け止めたので、この第三者機関についてご意見を伺いたいと思う。なお、救済のための第三者機関については、この後に「救済」として個別に審議を行うので、ここでは、それ以外の第三者機関についてご意見があればお願いしたい。

(岩永委員) とても基本的な質問で申し訳ないが、審査と救済は別々になるのか。それとも審査・救済をやる一つの第三者機関になるのか。二つ作るのか、一つか。書き方によっては、二つ作るように読めてしまう。

(矢嶋会長) 事務局から、資料作成の趣旨をご説明いただいでよろしいか。

(事務局) 資料1においては、審査と救済は別という考え方で示させていただいている。なお、救済については、資料3でも示させていただいている。

(岩永委員) 市では2つ作るという考え方であると理解する。

(事務局) それも含めてご意見をいただければと考えている。

(金子委員) 私は、審査・救済は同じ機関が行うべきであると考えている。当然そうなのだろうと思っていたので、今2つ作るということもあり得ると聞いて驚いているが、ここは同じ機関、つまり新設の第三者機関が一体的に担うべきと思う。

(矢嶋会長) 事務局に再度確認だが、審査と救済は別という考え方で資料を作成されている理由は何か。

(事務局) 資料3で川崎市人権オンブズパーソンについて掲載させていただいているが、相模原市の中で救済という部分でいくと、子どもの権利相談室の救済委員や男女共同参画専門員がいて、そういった形で進めているものがあるので、審査の部分と救済の部分とを別で示させていただいたという経過である。

(金子委員) 子どもや障害など様々な面で相談員の方がいらっしゃる、あるいは法律相談等を行っていることはもちろん想定しているが、それと並列する形で、この新しくできる機関でも相談に応じることが必要であると思う。もちろん、既存の機関と役割分担をしたりということはあり得ると思うし、あるいは、既存の機関のハブ、ワンストップ窓口という形になることもあり得る。この新しい機関も、相談機能、救済機能を持つべきであると思う。

(辻委員) 金子委員に賛同する。人的に、今おっしゃっている2つの機関で重複することもあるかと思うが、基本線は金子委員のおっしゃったとおりかと思う。私自身も2つに分けると聞いて驚いたので、おそらく1つで想定した上で救済を考えていくことになろうかと思う。

(竹村委員) 審査は、専門性が特に高い方をお願いし、その中で勧告や命令をしていく。ただ、救済に関わる部分はまたちょっとニュアンスが違ってきて、その人たちが第三者機関としてやるとなると非常に狭い部分になるのかと思うが、その辺りはどうなのか。

(金子委員) 第三者機関の委員が行うわけではなく、第三者機関の中に相談員若しくは調査員を置いて、第三者機関の委員の指示・監督の下で、実際の相談や調査等を調査員や相談員が行っていくのが、一般的な救済機関のイメージかと思う。

(竹村委員) 実際に動く、救済に当たる人たちは、また別というか、もっと範囲が広がって

いて、その人たちと連携していかなければならない。ここにあるように、専門調査員や事務局、そういう人たちも関わっていかなければできないと思う。

(金子委員) 川崎市の人権オンブズパーソン制度が1つの例になるかと思う。資料3にも書いてあるが、川崎市の人権オンブズパーソン制度においては、人権オンブズパーソンが何名か任命されていて、その事務所の中に、相談員あるいは調査員という人たちがいて、人権オンブズパーソンの下で、相談や救済を行っていくという形となっている。もちろん、他に専門性の高い相談員制度が市にある、例えば、子どもに関する相談員制度、障害者に関する相談員制度がある場合には、そちらに事案を移送して、協同して対処に当たっていく。そのように、全市的な対応をしていく。しかし、市に特別の相談員などが設置されていないような分野については、新しくできる機関の相談員が担当していく、というようなことで、その漏れのない相談をするという意味では、このようなハブ機関がまずあって、そのハブ機関が中心になって、総合的な相談、救済をしていく、というのが人権に関する第三者機関の一般的なイメージかと思う。

(金委員) 金子委員の意見に100パーセント以上賛成である。そのとおりだと思う。資料1の3ページ上段にある「構成」のところ、そのメンバーをきちんと決めたり、連携する形をきちんとしたら、金子委員のイメージどおりになると思う。機能についての区分はA、B、Cで賛成である。

(矢嶋会長) 事務局に確認だが、検討が必要と思われる事項に関してA～Cについては皆様ほぼご異論ないと受け止めたが、他都市の第三者機関について紹介されている、資料1の2ページ以降の情報を踏まえて、位置付け、役割・目的、構成メンバーといった項目についても、皆様からここでご意見をいただくということによいか。それともこれは別途ということになるのか。

(事務局) 今、第三者機関ということで大阪市、東京都及び川崎市を示させていただいている。こちらについては、資料1の2ページの中で、役割として、拡散防止、公の施設の利用制限と言動の禁止について審議をしていくというものがあつたので、こちらはこういった第三者機関があるところをご審議いただくという意味で出させていただいた内容である。救済機関については、先ほど金子委員からお話があつたが、救済の部分を担当いただくのは、専門調査員という話もあつたが、救済部分は別だと思っていたのでこのような資料の内容にさせていただいた。委員の皆様が1つの機関で構成することができるというご意見であれば、救済の説明をさせていただき、救済の説明が終わった後に、人の構成や規模、そういったことについて併せてご意見をいただくという進め方でもよろしいかと考えている。

(矢嶋会長) これからの議論の進行の仕方として、事務局からご提案のあつた、まず救済について事務局から説明を受け審議をした上で、また戻って、第三者機関の各項目について、皆様からご意見を伺うという順番でよろしいか。では、そうさせていただきたいと思う。

(2) 救済について

(矢嶋会長) 資料3の3ページの「検討が必要と思われる事項」について、まずはご意見を伺いたいと思う。「検討が必要と思われる事項」のアについてだが、相模原市では既に子どもの権利及び男女共同参画に関する救済制度を設けているが、この救済制度のほかにも人権

侵害に関する救済制度を設けるということによろしいか。先ほど皆さんからそういう趣旨のご発言があったかと思うが、いかがか。

(金子委員) 救済制度を設けなかった場合には、この条例は一般禁止規定を様々な人権分野について置くことになっているが、その一般禁止規定に反して人権侵害をされた人は、子どもと男女共同参画以外の人はどこにも相談窓口、救済窓口がないということになってしまうため、当然のことながら、新しい機関を設けなければ、条例として極めて不十分なものになってしまうと思う。

(岩永委員) 川崎市は相談件数が書いてあるが、相模原市の子どもの方と男女共同参画の方の件数が書いていない。私の認識では、男女共同参画の方はほぼ機能していないという話を聞いている。もう一つあるのは、複合的な差別ということが近頃言われていて、障害者である女性はより一層差別されたり、人権侵害をされたりという話があり、他の例もたくさんあると思う。そういうことを考えると、この二つがあるからといって、この二つがあっても、もう一つ作った方がよいと思う。

(工藤委員) 私もさっきの議論に戻ると、審査と救済は一つの機関にしないと駄目だと思う。相談・支援、救済はワンセットで考えていった方がよろしいのではないか。それから私も、子どもと男女共同参画以外の人権侵害の救済については、どこの機関もないため、新たに作る必要があるだろうと思う。ただ、既存の救済機関を無視するというのではなく、既存の機関と連携していくということをきちっと明確にして、任務と役割を少し考えて密接なつながりを持っていくということではできないかと思っている。川崎市の例を紹介する。川崎市人権オンブズパーソン制度は条例があり、川崎市人権オンブズパーソン条例に基づいている。それから川崎市子どもの権利に関する条例と男女平等かわさき条例がある。次にそれに対応するために、人権オンブズパーソン制度がある。したがって、子どもと男女平等のことしかない。2021年度の川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会の中で、問題点がかなり取り上げられているようである。この二つの課題だけでなく、人権課題全般について枠を広げないと、機能が限定されてしまうという答申があったと聞いている。多分川崎市もこの人権オンブズパーソン制度の枠を広げた状態でこれから取り組むことになると思うため、そのようなこともらみながら、人権侵害全般にわたって取り組むような機関が必要だろうと思うし、そのことは大事なことだろうと思っている。

(矢嶋会長) 今の皆様からのご意見では、既存のものに加えて更に設けるべきだということで、皆様の考えは一致していたかと思う。他の委員の方、更にご意見はあるか。

(事務局) 先ほど、男女共同参画専門員の話が触れられていたが、平成16年だったと思うが、設置をしている。今までいわゆる救済の部分まで対応した実績というものは無いという状況である。窓口で相談を受けた中で、担当する部署に振り分けることで、現在のところは対応できているという状況である。

(工藤委員) さっきの並び方の問題、相談・支援と救済のところについて、離れた項目になっているが、相談・支援、救済は一体のものであると思うため、項目を入れ替えて近づけるなどしないと、別々のものでは決してないので、そこは少し考えたらどうかと思う。項目をすぐ隣にするとか、又は一つの項目にして、相談・支援、救済にしてもよいと思う。少し考える必要がある。

(矢嶋会長) 事務局は記録にとどめていただければと思う。それでは、アに関しては以上ということにさせていただきます。次に、イについてだが、この骨子(案)の実際の文案の修正の前に、ここで先ほどの第三者機関の役割・目的、構成、規模等について審議した方がよいと思うがよろしいか。では、もう一度、資料1の2ページの他都市、大阪市、東京都、川崎市の第三者機関比較表を参照し、本市において、それぞれの項目について、こういった形にするのかご意見を伺いたいと思う。先ほど、構成員についてご発言もあったかと思うが、最初に、名称等に関して特に何かご意見がある方はいるか。

(金子委員) 私は一番シンプルな名称としては、相模原市人権委員会でよろしいのではないかと思います。

(矢嶋会長) 審査会ではなく、委員会か。

(金子委員) 国際的にヒューマンライツコミッションという言い方をすることが一般的であるため、人権委員会が座りがよいかと思う。

(工藤委員) 全く同意見である。

(矢嶋会長) よろしいか。それでは、位置付けに関して、三者とも附属機関という位置付けだが、本市においてはいかがか。同様でよろしいか。

(金子委員) 事務局に伺いたいですが、附属機関以外の作り方は、例えばどのような作り方が行政法上あり得るのか。

(事務局) 地方自治法上、ないと考えている。

(金子委員) 全くの任意機関のようなもの、要するにアドバイザリーボードのようなものでない限りは、附属機関として作る以外にないと思う。今回の機関は、実質的な審査や決定を行っていくことになるし、かなり処分性のある行為を行っていくことになるため、附属機関以外には法的にあり得ないのではないかと思います。

(矢嶋会長) 金子委員のご発言と事務局の応答からして、これ以外選択肢はないということなので、相模原市においては、位置付けとしては附属機関ということで行きたいと思う。それでは、役割・目的に関してだが、まず拡散防止措置に関していかがか。

(金子委員) 前の審議会においてある程度意見が出て、こういう機能を持たせるべきだということになっていたと思うため、それをここに落とし込んでいけばよいのではないかと思います。

(矢嶋会長) 拡散防止措置、それから公の施設の利用制限に関しても、すでに皆さんに議論いただいているため、それを踏まえて事務局で整理をしていただく。その他の項目で、条例の施行について、我々の審議会でもどこまで議論していたのか。事務局、記録として、これまで条例の施行に関して皆様から何らかのご意見をいただいていたか。

(事務局) 現在のところいただいている。ただ、ここの役割・目的という中で、救済の部分も含めて、一つで考えていくということなので、救済という意味では、どのような役割・目的を持たせるのかというところでご意見いただければと思う。

(矢嶋会長) 条例の施行に関してでも、今言われた救済に関する役割・目的について、ご意見いただければと思うが、いかがか。

(金子委員) 条例の施行に関して、この委員会自身が何らかの意見を述べられるようにしておいた方がよいかと思う。

(矢嶋会長) 特に大阪市、東京都、川崎市のモデルにすべきというような考えはあるか。

(金子委員) モデルになると思う。この手の条項は割とよく見られる条項のため、そういった他の救済機関に関する条例にのっとして条文を置いていけばよいと思う。

(矢嶋会長) 救済に関しては皆様いかがか。他の項目について、この表では準備がないので、例えばどんなものがモデル例として書き込む形で考えられるのか、事務局から示していただくことは可能か。

(事務局) 資料3の1ページに「1 川崎市人権オンブズパーソンについて」とある。その下の(3)の相談の流れという意味では、こういった流れの中で、救済に取り組んでいくというイメージになっているのかと考えている。イメージの部分で、皆様と内容が合っているのか確認できればと思う。

(金子委員) この流れでよいと思うが、救済策のバリエーションとしては、法務省が定めている人権擁護委員若しくは法務局が事案を処理するときの人権侵害事件調査処理規程があったかと思うが、その処理規程に記載されているくらいの救済策のバリエーションは持たせた方がよいと思う。

(矢嶋会長) 他の委員、今の件若しくは他のことに関してご発言いただければと思う。

(金子委員) 先ほど人権侵害事件の処理規程くらいのバリエーションが欲しいと言ったが、あの規程だと少し幅が広すぎるため、処理規程の中の勧告とかそういうものはなくてもよいと思う。要するに、被害者に対する助言や支援だけではなくて、加害者に対する説示であるとか、あるいは関係調整であるとか、ここにも調整という言葉で載っているが、関係調整の部分、きちんと関係者に働きかけ、加害者に働きかけるという部分も明確に盛り込んでいただきたいと思う。

(矢嶋会長) 他にいかがか。ご意見が出ないようなので、先に進めさせていただいて、後でお考えがあれば伺いたいと思う。構成に関して、有識者や学識経験者で構成されるということで、特定の学問分野について記載があるものもあるが、特に相模原市で記載すべきこととして、ご意見があれば伺いたい。

(金委員) 特にではないが、もし付け加えるなら、ジェンダーのバランスを考えた構成員であってほしいなというのと、当事者が参加できるような、LGBTの方が入るとか、障害のある方が入るとか、そういうことも考えたら、相模原市らしくなると思った。

(金子委員) ジェンダーバランスの規定は、今、金委員がおっしゃったように、絶対的に必要であると思う。結局、廃案になったが、鳥取県の条例はそれが明確に入っていた。当然必要になってくると思う。当事者の件だが、悩ましい。どの分野を入れたらよいのかということが非常に悩ましい。これはむしろ、他の委員の皆様の意見を聴きたいのだが、この第三者機関に当事者を入れるということにするのか、それとも人権施策審議会に当事者を入れるという形にしておく方がよいのか、この救済の第三者機関は、完全に専門家、法律と人権分野の専門家だけに限定してしまうのか、私も考えが定まらないので、皆様のご意見を伺いたいと思っている。学識経験者と呼ばれる人の分野をどこまで絞るかであるが、私は憲法、国際法、行政法と法分野に限定すべきではないと思う。やはりどの分野でも構わないので、とにかく人権について研究をしてきた方とした方がよいと思う。

(矢嶋会長) 先ほど金委員からご提案のあったジェンダーバランスについては、金子委員も同意見であるということである。当事者の方をどこまで構成員に組み込むかということについて、是非他の委員の皆様のご意見を伺いたいという金子委員からのご要望だが、いかが

か。

(工藤委員) 当事者の位置付けであるが、当事者以外に、当事者の課題を研究している研究者、学識経験者、もう少し幅を広げて当事者団体を支援している方々も含めて当事者と考えた方がよりよいのではないかと思う。

(矢嶋会長) 指名して申し訳ないが、片岡委員いかがか。例えば障害当事者の方等がこの第三者機関に入るのが望ましいのか、それとも、先ほど金子委員の発言にあったように、人権施策審議会の中に入るのが望ましいのかということについていかがか。

(片岡委員) 人権施策審議会に入るのではないかと私個人は思う。

(金委員) 私が先ほど言った当事者の意味は、工藤委員の言った当事者側を研究する方とか、そういう意味で捉えていただくと助かる。

(矢嶋会長) よろしいか。それではこの件に関して事務局で整理していただきたいと思う。特に、先ほど金子委員から学問領域は特定しなくてよいが、人権について研究している者というご発言もあったため、よろしくお願ひしたい。

(金子委員) もう一つなのだが、実務家と学識経験者の人数比を定めておくべきなのかどうかということは、皆様どのようにお考えか。この3つの条例だと、特に人数比は書いていないが、最低でも法曹実務家を何人入れなければいけないなど、そのように書いておくのかどうか。

(矢嶋会長) 次の規模のところ、教授3人、弁護士2人とあるが。

(金子委員) これは、条例の規定ではなく、たまたまこうなっているという実態を書いてある。構成に示されているものが規定されている。

(矢嶋会長) 金子委員は、人数比をきちんと明記すべきというご意見か。

(金子委員) 比率まで書くというわけではないが、やはり法曹実務家を最低でも一人は入れるというようなことを書いておいてもよいのかと。全員学者だと心もとないという大変だが、やはり実務家に入ってもら方がよいのかというふうには思う。それが最低一人なのか、最低二人なのかについては、私として考えはない。

(矢嶋会長) 規模については、大阪市、東京都、川崎市いずれも5人ということになっているが、相模原市に関しては皆様いかがか。それと今、学識経験者と実務家の構成割合について金子委員からご発言あったが、いかがか。

(工藤委員) この構成については、条例の適用範囲のところにも関わってくると思う。したがって、そこでどういう課題についてこの条例が対応するのかということについて、きちんと整理できれば、一定程度出てくるのではないかと思う。他の自治体は5人くらいだが、全課題に適用するのであれば、もう少し増やした方がよいのではないかと思う。少数者(マイノリティ)、女性、障害のある方について、一定程度配慮して、そこの方々に入っていた方がよいかもしれない。当事者又は当事者に代わる者でも結構なので、そういうことについても配慮してもらった方がよろしいかと思う。課題にかなり広範に対応するとなれば、とても5人程度ではなかなか難しいのではないかと思う。もう少し幅を広げて、柔軟に考えてもよろしいのではないか。

(金委員) もし5人の日程が合わなくて、3人や4人になったとき、話が少人数でまとまるのかと思った。人数は少し増やしてもよいのではないかと思った。それに、他都市が教授や弁護士で構成されていることで、現場で実務の経験がない方で大丈夫なのかとも思った。

相模原市がそういうことを少し踏まえて構成メンバーと規模を考えたらよいのかと思う。

(竹村委員) この拡散防止措置に関してという部分で、ヘイトスピーチなどで、市長から意見を聴かれた場合、第三者機関が動くことになる。専門性が高い人でないと、それ以前の問題については市が対応したりするわけなので、それで解決しないというのは、かなりの難しい事案になる。そうすると、専門性が高い人がそれを扱うということにならないと厳しいのかと思う。メンバーをきちんと絞る部分もある程度必要なのかと思う。

(辻委員) 今の竹村委員のご意見は、多分次の調査審議のところで議論されるのかと思う。私からは、できるだけそれぞれの任期が重複するような形で、各委員が一度に、そのメンバーが変わらないようにしていただければと思う。そうすると、委員の誰かの経験や知見が引き継がれるということになるため、急にメンバーが変わって、変わってしまうということもなかろうかと思う。今おっしゃっていた調査の開始については、次のところで私も思うところがあるので、述べたいと思う。

(金子委員) 今、辻委員のおっしゃったことを聞いてふと思ったのだが、カナダの人権委員会は、委員の任期を短い任期の委員と、長い任期の委員で分けて作っている。そのような工夫があってもよいのかと思う。日本でもしそういうことをしたら、かなり珍しい例であると思う。委員の規模なのだが、私は5人が妥当かと思う。ある程度迅速に色々なことを決定していなければならぬ委員会のため、専門家集団が、専門的に判断をしていくという意味では、5人くらいかと。他の色々な国の委員会や自治体の委員会と比しても、5人くらいが妥当かと思う。

(片岡委員) 単純な質問なのだが、構成について、有識者の方がよいのか、学識経験者の方がよいのか。大阪市と川崎市で分かれているが、どちらの方がよいのか。私としては疑問である。金子委員か辻委員にお答えいただければと思う。

(金子委員) 私もこの学識経験者と有識者がどう違うのかは分からないのだが、多分行政実務の世界では、これは同義の言葉として使われているのではないかと思うので、どちらで書いても意味は一緒かという印象である。もしかしたら厳密に行政法学的に違うのかもしれないが、基本的には一緒であると思う。

(事務局) 今、金子委員がおっしゃったとおり、同じものとして扱ってよろしいと考えている。

(矢嶋会長) 同義ということであるが、片岡委員よろしいか。規模に関しては、人数を増やすべきだというご意見と、5人くらいで機動性の高いものにすべきだというご意見の両方があったかと思う。ここで何人と絞らなくてもよいと思うが、こういうご意見が出たということで整理をしていただくということでよろしいか。では、調査審議手続に関して、先ほど辻委員がここで発言をとおっしゃっていたので、まずは辻委員からお願いしてよろしいか。

(事務局) 次のところに入る前に、先ほど当事者のお話があったかと思うが、整理の中で、当事者というのは、審議会に含めていくという整理でよろしかったかと思うが、その確認だけさせていただきたい。

(矢嶋会長) この当事者をどう捉えるかということについては、各委員によって違っていたかと思うが、いかがか。当事者研究をしている学識経験者は、第三者機関の構成員に入るのはないかというご意見もあったかに受け止めたが、いかがか。

(工藤委員) 学識経験者か有識者に含めるか。当事者であってもかなり専門的な知識を有して、かなり評価されている人は結構いる。したがって、その辺をもう少し柔軟に考えて、有識者の中に含めるなど考えてもよいのではないか。一定程度、現場、現実の場面を知らないと、なかなか調査、研究、ある意味では救済まで行くわけなので、その辺の現場の感覚を持った人は入れてもよいのではないかと思う。一定の配慮が必要なのではと思う。

(岩永委員) 当事者であってもやはり研究をしたりしていれば、それは専門家だと思う。単なる当事者ではないので、例えば障害があるとか、マイノリティであるとかというのは次の話であって、たまたま学識経験者が障害のある方だったりするので、単なる学識経験者だけでなく、当事者であって学識経験者であるとか、そういう方たちも含まれると思うので、ここでそれを区別するのは逆におかしいと思う。

(竹村委員) 私は、第三者機関が当事者を要請する、例えば是非意見を聴きたいとか、そういう形であればよいと思う。第三者機関は第三者なので、そこのところはきちんと冷静に判断できる、そういう機関になってもらいたいというのが私の思いである。

(事務局) 救済については、先ほどあった当事者の方というのはあるかと思うが、一方で、先ほどの議論の中で、審査の機能を担うとしていただいている。審査の実例としては、3つの都市の実例を掲載しているが、いずれも中立的な立場の人を入れるということになっており、審査と救済を両方こなすときに、その辺りをどのように考えていけばよいのかというところが少し疑問に思っているので、何かご意見があればお伺いしたい。

(矢嶋会長) 今事務局から、審査と救済との関連で、構成員を別途考えるべきなのか、審査、救済といった段階を踏まえると、同じ構成員でよいのかどうかという辺りの話だが、いかがか。

(工藤委員) 今の人権の状況を見ると、やはり男性ばかりの委員とか、健常者ばかりの委員とか、今の人権の流れにかなり反してくるのではないか。まずはジェンダーバランスをきちっとする。それから障害者とか、やはり今、そういう分野の人たちを意識的に入れるべきだと思う。その中で構成した方が、人権の視点からはよろしいのではないか。それは十分に配慮しないと一方的な救済になってしまうような気がする。少数者、被害にあっている属性等についても配慮すべきだと思う。東京弁護士人種差別撤廃モデル条例案では第32条にその辺が規定されているので、参照いただきたい。

(金委員) この第三者機関は、資料1の1ページから見ると、人権行政のチェックや調査、審査、救済の機能を持った行政から独立した機関であるということか。その第三者というのと、先ほど竹村委員の第三者という解釈が少し違うのかと思う。だから、行政から独立した附属機関としての第三者機関で、きちんとチェック機能を持つ、調査権を持つ、会長がよいと判断したときに会議が開かれるという権限も持つという機関として、今、その構成メンバーや規模を考えていると思う。その構成員はこれから50年先まで生きるような構成員でないと、あまり今、目先のことばかりを考えて、今の社会を基準にした構成員だと、あまり生きない条例になると思うので、幅は考えてほしいと思う。

(金子委員) 東京弁護士会人種差別撤廃モデル条例案だと行き過ぎると思うが、社会の多様性を反映するように努めなければならないくらいにとどめておくのが妥当な線かと思う。ジェンダーバランスは明確に5名であれば2名を下回らないようにということになるかと思うが、障害であるとか、それ以外の分野については、5人～7人位しかないのに一般禁

止規定にはかなり様々な差別禁止事由を挙げているにもかかわらず、障害とか国籍とか人種とかというようにあまり特定の人を必ず入れるべきだと書き込んでしまうと首を絞めることにもなりかねないと思うし、社会の多様性を反映するくらいに入れておいて、あとはその人事の正しさを審議会がチェックするとか、そのような形でとどめるのが妥当な線かと思う。

(事務局) 先ほど、金委員の発言の中で、第三者機関が行政から独立したものだという話があったかと思うが、第三者機関は附属機関であるので、今のこの審議会と同様、基本的には市役所の範囲の中というか、全く外のものではないというものである。

(工藤委員) 私もたまたまさっき例を挙げたので、多様性に配慮した構成とするとか、その辺を意識的に考える余地がある、その中に入れる余地があるのだということを引きちと提起すればよいと思う。それはそれで多様性に配慮したということによってよいと思う。ただ、内容は色々な分野があるし、ジェンダーバランスについては配慮し、男性ばかりに偏らないでほしいと思う。

(金子委員) 多様性に配慮すると同時に、先ほど竹村委員のおっしゃったように公正・中立性という担保にも当然確保しなければならない旨も明記しておくべきだと思う。

(矢嶋会長) ジェンダーバランスについては明記するが、それ以外については多様性に配慮するというのと、公正・中立性の担保ということも念頭に置いた人的構成にするということで事務局はよろしいか。

(事務局) 内容は承知した。

(辻委員) 用語の使用方法についてだが、申立人(被害者、加害者)という意味ではなく、その分野について詳しい方、そのフィールドについて詳しい専門家という趣旨なので、申立人が手続に関与するので、事務局の公正・中立性というところは皆さんの議論のとおりであり、私から述べることはない。

(矢嶋会長) その他、調査審議手続のところではいかがか。辻委員、先ほどここでおっしゃりたいことがあると言われていたが何かあるか。

(辻委員) まだ、第三者機関のところは固まっていないが、第三者機関が調査を開始するところに注目をしたい。何らかの被害の申立てがあったときに市長ではなく第三者機関が調査を開始する、ないしは東京弁護士会人種差別撤廃モデル条例案のように市長が何かしらのアクションを取ろうと思った場合は、第三者機関に必ず意見を聴かなければいけない、と定めていただければと思う。

(金子委員) 今ここで話すべきことか分からないが、申立てを受けて救済手続が始まるのは当然なのだが、考えるべきことは、一つは職権による手続の開始を認めるかどうかということ、もう一つは第三者の申立て、例えば支援者とか、特に障害がある方の場合はなかなか本人が申し立てるのは難しいと思うので、支援者若しくは支援者団体などからの申立ても認めるべきなのか。その辺、私は認めてよいかと思うが、委員の皆様のご意見を伺えればと思う。

(片岡委員) 当事者が自ら申立てをできる場合はよろしいが、知的障害の方や精神障害もそうだが、自分の意思表示ができない人が結構いる。そうするとやはり支援者とか支援団体が申出をするということにさせていただかないと困ると思う。

(矢嶋会長) 職権による手続に関しても、比較的障害のある方の場合関係してくると思うのだ

が、ご本人の申請を待たずとも職権によって手続を開始するという点に関しては、障害のある方との関連からするといかがか。

(片岡委員) それも必要かと思う。

(岩永委員) 人権侵害を受けている方たち、被害者という方たちはなかなか自分から声を上げることは難しい。そのため、支援者、支援団体又は職権による、職権とはどこの職の方なのか具体的には思いつかないが、やはり被害当事者というのは声を上げづらいので、是非ともそれを認めていただきたいと思う。

(矢嶋会長) 先ほど金子委員から2点ご意見を伺いたいという点については、両方について認め、答申(案)に盛り込むということによろしいか。他に調査審議手続に関していかがか。

(辻委員) 調査というところでは、これはおしまいによろしいか。1つ付け加えたいところがある。私たちがここで議論してきた、人権擁護団体の認定という作業がこちらのチャートには入っていないので、そちらをどこかに付け加えていただければと思う。人権擁護団体としてふさわしい団体を第三者機関が認証する、その認定した団体が、差別を許さない教育・啓発活動に携わるというところが、この表では抜け落ちているので、どこかに付け加えていただければと思う。調査と違うところなので、どこでお話すればよいか悩んだので、こちらで述べさせていただいた。

(矢嶋会長) 次に、「検討が必要と思われる事項」のイについてお諮りしたいと思う。資料4の1ページ、「12 救済について」をどのように修正するかご意見を伺いたいと思う。また、「12 救済について」の下に「8 相談・支援体制の充実について」の記載があるが、右側の骨子(案)修正案の(2)の最後に「救済のための第三者機関を設置すること」との記載があるため、「12 救済について」を8(3)として追加記載することが考えられるが、この点についてもご意見をお伺いしたいと思う。なお、ご意見をおっしゃっていただく際には、可能であれば、資料4の骨子(案)の文章の修正案を具体的におっしゃっていただきたい。

(金子委員) 相談・支援体制の中に救済を入れるというよりは、救済の中に相談・支援体制があるのだと思う。つまり、救済の始まりが相談で、そこから支援にあって、調査があつてと順を追っていくわけなので、全体として救済という項目の中に入れ込むべきであると考ええる。

(矢嶋会長) 全体構成としては、12の中に8の相談・支援が入り込むということか。

(金子委員) そうである。8が12に入ってくる。

(工藤委員) 私も、相談・支援と一体のものであると思っているので、一緒にした方がよいと思う。救済を掲げているのは一番よいので、金子委員に賛成する。

(矢嶋会長) 皆様よろしいか。では、具体的に文案の修正案をお示しいただきながらご発言いただくと助かるが、いかがか。

(金子委員) 具体的な文案というのは、どの部分のところか。

(矢嶋会長) 資料4の骨子(案)の修正案であるが、事務局、修正案として示されているものは、相談・支援のところか。

(事務局) 資料4の「12 救済について」ということで一番左側の一番上に書いてあるところについては、今、ご審議いただいて意見をいただいたというところで、内容をまとめて

いくものと考えている。「12 救済について」は、今、意見をいただいたところなので、その次の「8 相談・支援体制の充実について」の部分以下の右側の覧について、今度は事務局から説明をさせていただいて、意見を伺うという流れでよろしいかと思っている。

(矢嶋会長) では、事務局から改めて8以降の骨子(案)修正案について、ご説明いただいた上で、皆様からご意見を伺うという順番で進めたい。

(3) 答申の骨子(案)の修正について

(矢嶋会長) 「8、9」と、「11、13、14」の2つのグループに分けてご意見をいただきたいと思う。まず、「8、9」だが、特に8に関して、事務局から「意見を伺いたい事項」として2点あるので、ここについて若しくは文案そのものについてご意見いただければと思う。

(金子委員) イメージが湧かないのだが、この条例はその一般禁止規定を持っていて、その中でも特に差別的な言動について厳しい規制をかけていく条例であると理解しているので、その一般禁止規定に反するような行為があったらそれに対してどのように救済を図っていくのか、その中でも差別言動についてどのように対処していくのか、ということを書いていくべきであって、人権施策全般について答申することになっているが、ここに書いてあることは、非常に一般論、抽象論となっているが、我々が審議してきたことは、かなり具体的にこういう人権侵害を条例で禁止し、それに対処するためにこういう組織を新たに第三者機関として作るということなので、そのことを素直に書いていけばよいと思う。それについて、文案はどうすればよいかと言われると非常に長くなってしまっているのだが、ここに書いてあることが非常に抽象的過ぎて、私の思い描いている答申のイメージと違うのだが、事務局はどのようにお考えか。

(辻委員) 金子委員のおっしゃったとおりだと思うので、今の一般の話なので、答申の骨子に「1 前文について」、それから「2 目的・基本的理念について」というところがあるので、移動するのであれば、そちらに移動するのがベターかと思う。この趣旨については、先ほどの審議会の構成のところでは反映させられるのではないかと期待している。それから、その次のところの「意見を伺いたい事項②」というところも、前文のところかと思う。私から個別的な話として、答申の骨子の2の次のところで、「3 市の責務について」の(2)に「市は、人種、民族、国籍、信条、年齢、性別、性的指向、性自認、障害、疾病、出身その他の事由」と書いてあるので、今の骨子(案)の修正案「8 相談・支援体制の充実について」の「ア 相談の例」が、「いじめ、DV、虐待等の相談、障害、感染症、生活困窮等に関する相談」と書いてあるので、今、出てきた市の責務について(2)の例を、人種に関する例、民族に関する例、国籍に関する例などをこちらに書き加えると参考になるかと、条例の解釈に当たっての解釈指針になるかと思う。まずそこまでである。

(矢嶋会長) 先ほど金子委員から問い掛けがあったが、事務局いかがか。

(事務局) 8についてもだが、相談・支援体制の充実について、以前にご意見をいただいたものを、表の真ん中の「I 総合的な相談窓口について」というところに書かせていただいて、一番右側の骨子(案)修正案のところでのこのような形でまとめさせていただいたとい

う状況である。それについては、以前ご意見いただき、2ページになるが、その中で、政治部門との距離を置く文章を入れた方がよいとか、窓口の第三者機関の調査をめぐる費用については、文章を加えることというようなご意見をいただいたので、それについて、皆さんのご意見をいただくという趣旨で今回出させていただいたものである。

(金子委員) 今おっしゃっていただいたことは、そのとおりだと思うが、先ほど辻委員がおっしゃったこの辺りは、総論的なことあるいは最後に付ける附則というわけではないが、その他のところかと思う。この答申のまさに本文部分では、まさにその組織法的な部分と作用法的な部分をどうするかということを明確に、こういう組織を作れ、その組織にはこういうような権限を与えて、このような作用法的な根拠を条例で与えていくべきだと、淡々と列記していくのがよろしいかと思う。

(工藤委員) 「9 多様な主体と連携した取組について」の右の方だが、「そこで」からの真ん中から下のところだが、「関係行政機関、市民、事業者、当事者団体、支援団体、関係団体等」と幅広いが、その中に、研究者的な人たちがいるので、有識者でも結構だが、研究者、かなり専門的に研究されている人もいるので、その方々とも連携を図るということも必要なことかと思う。ここは研究者を入れた方がよいと思う。

(金委員) 今、工藤委員の発言に対して賛成で、相模原市には、私が知るだけでも市内に大学が5つあるので、そういう機関と大学が連携するのも相模原の特徴になるのかと思う。

(辻委員) 今のところ、8、9かそれとも、8の総論のところになると思うが、人権擁護団体を第三者機関が認定する義務を負う、それからそうした人権擁護団体が、教育・啓発活動を行うということを追記していただきたいと思う。用語についてどうするかはお任せである。

(矢嶋会長) これは先ほどおっしゃっていたことか。

(辻委員) そうである。

(工藤委員) 金子委員か辻委員にお聞きしたいが、第三者機関と人権の総合相談窓口はリンクした方がよいのか、別個に作った方がよいのか、どういう意見か。第三者機関の中にこの人権相談窓口を位置付けるのか、それとは全く別個に相談窓口を作った方がよいのか、ご意見を伺いたい。

(金子委員) 各国の人権救済機関を見ても、相談窓口は人権救済機関の中に置くのが一般的かと思うので、私はこの第三者機関の中にインテークの窓口を置くべきと思う。

(辻委員) 私も同意見である。調査権限がまず行使されることが重要で、事実を把握することが必要となるので、5人ないし少ない人たちで意思決定を行い、すぐさま事実の確認と調査が行われるところ。窓口は多い方がよいと思う。

(工藤委員) 私もそう思ったが、確認の意味で伺った。

(辻委員) 8の⑥の「人権というものはあまり財政とは関係がない」となっているところだが、市は第三者機関を財政上維持する義務を負う、と書けばよろしいかと思う。人権施策を積極的に実施し、財政上の予算を確保する義務を負う、と書けばよろしいかと思う。

(矢嶋会長) 「意見を伺いたい事項」として、きちんと皆さんにご意見を伺っていなかった。2ページの「意見を伺いたい事項①」の(2)に「第三者機関が、政治部門と一定の距離を置いて、人権に則した判断を行うことができる。」という趣旨の文言を入れるか否かについて、いかがか。

(辻委員) そちらは前文に移動するということでご提案した。

(矢嶋会長) それでは、8、9に関してはこれで閉めさせていただいて、次に11、13、14に関してご意見をいただきたいと思う。いかがか。

(金委員) 事務局に私の以前の発言内容について確認させていただきたい。

(事務局) 5ページの骨子(案)原案の4行目、「人権やプライバシーの侵害につながる情報の流出等」というところがあるが、ここの人権というところが、範囲が広いのでもう少し具体的にした方がよいというご意見を金委員よりいただき、その後、金子委員から、※で必要な措置を書けば、金委員のご懸念がなくなるのではということだったので、必要な措置の具体化をどのように書いていったらよいかという、その部分についてご意見をいただければと思う。

(金子委員) ここもかなり一般的、抽象的なことが書いてあるが、ここも救済策の中の一つに入るべきことなので、第三者機関が何をやる、拡散防止をこういう形ですとか、あるいは、差別言動に対してこういう規制措置を取っていくというところの中に落とし込めばよいことであって、わざわざ「インターネット上の人権侵害について」という、何か単独の項目をこの答申の中で、総論部分の中に入れ込むのであれば分かるが、単独の項目を起こすべき理由が、当初はあったかもしれないが、ここまで議論が煮詰まった現在あるのかという投げかけであるが、いかがか。その意図するところは、この項目は全部なくても別に構わないのでは、というのが私の率直な意見である。今、大変大手術的なことを申し上げたので、こういう意見があったということで、事務局でご検討いただければよろしいかと思う。

(事務局) 金子委員の先ほどのご発言だが、以前、拡散防止措置のところでも、インターネットの話があったと思う。不当な差別的言動の話の一環の中で出てきたと思うが、この拡散防止措置の対象として、後ほども出てくると思うが、不当な差別的言動の規制の対象の範囲、そこに関わってくるのかと思っており、拡散防止措置の対象が、例えば、資料5にもあるように、人種、国籍、民族、障害の関係ということになると、そちらの方が幅は狭いという気はしている。11はそれのもっと広いもの、例えば、インターネット上で誹謗中傷を受けていたときはその削除の関係について相談に乗るとか、そういったこともあるのかと思う、そういった意味で項目を分けるのかと思うが、その点はいかがか。

(金委員) 私も、事務局の説明を聞いて、これからのものを考えると、別項目でもよいのではないかと思った。その時の私の発言はまだ思い出していないが、インターネット上の人権侵害はきちんとした救済や防止策が必要ではないかと思う。

(辻委員) 私も金子委員に賛同する。一般論であるので、もしどうしても書き込むということであれば、インターネット上の情報流出が極めて深刻で、重大で、広く流布されて、回復不能であるとするのであればそうかという気がする。金子委員のおっしゃるとおり、ここは一般論なので、もう少し書き込むのであれば、必要な措置として想定されるところをもう少し具体的に書かれた方がよろしいと思う。例えば自治体からの要請にプロバイダが責任ある行動を取れるように働きかけをすること、これでもなお抽象的なので、プロバイダが何かしらの対応を取る義務を負う、これは第三者機関からの要請に基づいて削除要請の義務を負う、とか、そのような書きぶりにもう少し修正した方が、これは過去の審議会の提案でかく申し上げたわけではないが、現在は、そのように書いた方がよろしいと思う。

(金子委員) 先ほど事務局がおっしゃった、この項目の意義については分かった。つまり第三者機関が行うべき救済策とは他に市長部局が一般人権行政として行うこととして、こういうものがあり得るということを書いておく必要があるだろうということであると私は理解したので、その点はそのことを書く必要があると思うし、辻委員がおっしゃったように、そうであるならば、市長部局としてどういうことができるのか、ということを引きちんと列記していく必要があると思う。私が申し上げたいことは、この答申の中心は、どうしても第三者機関を作って、そこがどういう権限を持ち、どういう救済策をとっていくかということなので、その部分と市長部局の一般行政の部分を引きちんと分けて役割分担を明確化するような構成にさせていただければと思う。

(工藤委員) 「14 条例の見直しについて」であるが、「最初の見直しの検討は5年を目途に行うこと」と書いてあるので、5年なのだろう。後で話になるが、差別的言動について2～3年で見直すという案が一つの案として出てきているので、これはやはり3年程度を目途に見直すということをした方がよろしいかと思う。多分、人権指針とか、そういうものは5年になっているから、それと合わせたのかもしれないが、新しい条例なので、できたら早く見直した方がよいと思う。

(岩永委員) 私も法律等は3年後の見直しというのが常套句のようになっているので、やはり5年も経ってしまうと時代も変わってしまうので、3年後の見直しとした方がよいと思う。

(矢嶋会長) 5年から3年への修正ということであるが、皆様いかがか。よろしいか。他に11、13、14に関して、ご意見よろしいか。

(辻委員) 13(2)について、各調査の目的を果たすためのところであるが、市は定期的に、今3年ということだったが、毎年報告書と提言を公表すること、を追記していただければ嬉しい。調査だけして何も改善しないのはあり得るかと思うので、しっかりと調査した結果とそれに対する提言を公表することを追記していただきたい。

(事務局) 辻委員がおっしゃったことについてだが、各調査の目的というところが、右の欄の13の(1)の意識調査や実態調査の話なのだが、例えば意識調査は国や他市調査を見ると5年程度となっているところが多く、事務局の想定としては、調査は5年程度、5年に1度を想定していた。ただ、人権施策の状況報告書、毎年度市がどのようなことを実施してきたのか、例えば、川崎市人権オンブズパーソンの状況報告は毎年度作成しているので、そういったものは毎年度となると思うが、調査なども毎年度報告した方がよいということか。

(辻委員) その内容によると思う。例えばデータを5年間蓄積して比較検討するというのであれば5年だし、何かしら市を揺るがすような大きな事件があったということであれば毎年度報告しなければならないであろうから、その辺りは報告書のご提言の内容によるということでもよろしいと思う。少なくとも、やりっ放しはよくないという趣旨で申し上げた。3年、5年という話で、5年というのがちょっと気になった。その辺りは特にこだわりはない。

(矢嶋会長) 事務局よろしいか。それでは、11、13、14についてのご意見をいただいた。残り20分ほどになるが、最後の「不当な差別的言動の規制の対象範囲及び規制の強度について」は、事務局、20分でどうだろうか。

(事務局) これから取り組むのは厳しいかと思う。

(工藤委員) 今の件だが、差別的言動のことだが、前回の審議会で5人のメンバーを選んで、一定の結論を出してほしいということだったので、今日は一定の結論は出ていると思う。したがって、提案だけでも今日したらどうかと思う。もし議論があるなら次回でも結構である。説明だけは少しした方がよろしいのではないかと、20分位でできるのではないかと、思うがいかがか。

(矢嶋会長) 事務局から説明いただき、審議については場合によっては次回とする。

(4) 不当な差別的言動の規制の対象範囲及び規制の強度について

(金子委員) 議論の進め方なのだが、この前の審議会の中では、委員4者と事務局とである程度取りまとめ案を作成することが全員の同意で一任されたと思う。この段階で、我々が取りまとめた前のたたき台修正について、委員の皆様からどれを支持するかをお聞きすることの趣旨がよく分からないのだが。私は取りまとめ案について、「2段階型」「1段階型」のどちらかにするのか、あるいは両方とも併記するのか、それだけのご意見を伺えばよろしいと思う。そこを含めて委員の皆様方からのご意見を伺いたい。

(辻委員) この案について、各委員のイエス、ノーの意見を逐一確かめなくてもよろしいのではないかと、思う。

(矢嶋会長) 今後の進め方なのだが、当初はこの後、取りまとめに関わった委員からご意見をいただいた上で、皆様からご意見をいただくという予定になっていたのだが、事務局どうするか。今日、最後の結論まで延長して出すということであれば続けるが、21時という時間を厳守するというのであれば難しいが、どうするか。

(事務局) 先ほど説明したが、前回の審議会の中で、委員4者と事務局で内容を検討することとなり、検討したものを今回資料5として示させていただいている。たたき台の修正のことで話があったが、取りまとめというものは取りまとめ案に向かう前に、たたき台の修正に対して意見を伺うのではなく、たたき台の修正のところには委員皆さんの意向が含まれており、そういう意向の中で、取りまとめ案を見た時に、まずはたたき台の修正の中らご自身の意見に近いものがこれだという中で、取りまとめ案について、委員ご自身の考え方についてご発言をいただければよろしいかと思っている。前回審議会の時には、確かに委員4者と事務局でお話をいただいくとなっており、5個程度の案を示して、その中から2～3個を最終的に選ぶというところでの合意になっていたと考えている。

(金子委員) 5個にはならず最終的に2つまでまとめられたので、辻委員がおっしゃったように2つの中でこれでよいのかどうか、駄目なのであれば何か修正すべき点をお出しいただく、という議論の進め方で私はよいと思うので、その点をこの審議会に私から今お諮りをするので、委員の方々がそれでよろしければ、今でもよいし、次回でもよいが、残された時間を考えればできれば今日決めた方がよい気がする。特に委員の方からの反対がなければこの2つを議論の対象とするということではいかかか、とご提案する。

(矢嶋会長) 金子委員からこの2案に関して議論するというご提案だが、いかがか。

(金委員) 賛成する。

(工藤委員) 経過は先ほど金子委員のおっしゃったとおりである。前回の審議会から今回の審議会まで作業してほしいということで、かなり無理して日程も厳しい中、審議してきた経

過がある。したがって、この2案でまとめたので、この2案を案として提起するのがよいと思う。記載のとおり皆さんの賛同が得られればと思う。

(岩永委員) 確認である。この「2段階型」と「1段階型」の2案を2つ提案するということがよいのか。そういうことであれば賛成である。

(金委員) 金子委員もあれだけ罰則反対だったが、きちんと言葉に入れていただいてありがたいと思った。そのことに関して、表の下の「＜参考＞規制の対象範囲」のAの「その他の事由」がすごく気になって、「その他の事由」の言葉を消すと出身も理由とするとなつて、少しすっきりするのかなと思う。その他の2案に対しては、反対はない。

(金子委員) その旨書いたメールを、検討会で流したのだが、今回の案に反映されていなかった。私も金委員がおっしゃったとおり、「その他の事由」を理由とするのは少し範囲が広すぎるような気がするので、Aは限定列举で出身までの限定とした方がよろしいと思う。今委員の皆様から同意がとれるということであれば、そこに限定してもよいかなと思う。

(矢嶋会長) 取りまとめ案について審議ということではよろしいか。

(竹村委員) 2案の、私も2段階型の取りまとめ案の中のそれには、と思っているのだが、これは第三者機関が言動の禁止、勧告、命令、公表までやるのだと思うが、その段階までやるのだが、今まで相模原は結局どこまでやっていたのか、実績がどのようになるのかということ、私も不安に思っている部分がある。というのは、罰則という部分であるが、ここに敢えて入れるとすれば2～3年程度凍結するという案にある程度考えたのかと思うのだが、ここの部分で公表までやって、それで何とかならないものかというそういう気持ちがある。啓蒙など、役立たないということであればそれまでかもしれないが、第三者機関がここに設置されて、そしてスピーディな対応をしていただければ、ここの中でかなり改善できる部分もあるのかと思っている。どれになるのかは分からないが、そういう思いがあるとすればここの罰則というところが非常に重く感じられる。

(金子委員) 今の点についてだが、その点は審議会では様々な意見があった。罰則を付けるべきではないというのは、そもそも私もずっと言ってきた。しかし、全体的に見れば罰則を付けるという意見が多かったので、真ん中を取って、罰則を一応選択肢として挙げているが、今、竹村委員からご指摘のあったとおり、凍結するという選択肢を設けている。凍結した場合には、当然、罰則を凍結している間は罰則なしの条例になるし、2～3年の運用をしてみて、罰則なしでもいけるということであれば、罰則なしという形でそのまま進めればよいということになる。この審議会では最終的に結論が出なかったもので、※は市長に判断していただく。我々の答申としては、ここに書くようにして、市長は選挙で選ばれているのだから市民の意思を反映して適切にご判断いただけたらと思う。我々がこの数人でまとめてしまうよりも、最終的には選挙で選ばれた市長に最終的に判断していただくのが、民主政治の本義にのっとるのでは、というのが我々の考えである。

(矢嶋会長) 竹村委員、罰則については非常に慎重な考え方と思うが、今の金子委員のご発言を聞いていかがか。

(竹村委員) 分かった。

(矢嶋会長) では、「意見を伺いたい事項」が、ア、イとなっているが、今の話の流れからすると取りまとめ案の2つとするか、それとも1つにするのか、1つとする場合はどちらにするのかと、改めて各委員のご意見を伺うということではよろしいか。

(工藤委員) このとおりと先ほどから言っているのので、選択肢を何個か持っておいて、市長が判断するというのであればよいと思う。このとおり両論併記でよいと思う。

(矢嶋会長) 両論併記で賛成の委員の方は挙手をお願いしたい。では全会一致ということで、この2案、両論併記でいくということで、結論が出たということにさせていただきたいと思う。本日予定されている議事は全て終了したが、事務局から何かあるか。

(事務局) 先ほどの「凍結する」という部分について、金子委員からご説明があったので確認であるが、「凍結する」ということで記載したときに、罰則自体を規定しておいて凍結しておくのか、実際に3年後の状況を見て罰則を付していくのか。凍結の捉え方をどのように考えていくものなのか確認したい。

(金子委員) 私の個人的な意見としては、あらかじめ罰則を書いておいて、施行を凍結するという形になるが、私はそれを含めて市長に判断していただいてもよろしいかと思う。それは私のあくまでも個人的な意見である。重要なことなので、各委員のご意見を伺って、多数の意見に従いたいと思う。

(辻委員) 私も同意見である。

(工藤委員) 私もこの文章では「2～3年程度凍結することもあり得る」と書いてあるので、市長の判断でよろしいかと思う。

(岩永委員) 私も同意見である。市長の判断に任せる。

(竹村委員) 私はとにかく「凍結する」という部分では、最終的には市長が判断するところなのだろうが、実践をするというか、これをやってみるのがまずは大事だと思うので、それを記入するか記入しないかということよりも、第三者機関を作ってやってみるという、とにかくそこをスムーズに流れるかということが、本当に大事ではないかと思う。

(片岡委員) 私も、この凍結は3年程度凍結ということで、先ほど金子委員が言われたのと私も同意見である。

(金委員) 私も事務局が聞いた凍結の意味というか、それがあまり分からなくて、執行猶予みたいな感じで考えてよいのか。そこがこの文章からどのようなものなのか、私も質問したかった。

(金子委員) 凍結の仕方は色々ある。執行猶予的に2～3年何もなければ許すということもあり得るが、私が先ほど申し上げたのは、凍結の仕方、それを含めて、するかしないも含めて、どういう形でするかということも含めて市長に判断いただく、という丸投げ的で無責任だが、この審議会では、この残された時間で意見を集約することはできないと思うので、その辺りは全て市長の判断に任せるということではいかがか、ということである。執行猶予的なものになるかもしれないし、色々なやり方もあり得る。

(金委員) 秩序罰や行政刑罰とか全て3年まで凍結されるという意味もあり得るということか。

(金子委員) 3年後まで凍結されて、その後、そもそも罰則は科さないということもあり得る。それを含めて市長の判断である。先ほどから申し上げたとおり、この審議会では、この点は意見が割れていて、とても1つにまとめられない。まとめることも多分これは重大なことなので、罰則を付けるということは。あまりここで決着をつけてしまうよりも、最終的には、市長が市民の意見がどこにあるのかということをご判断いただく、というのが一番よいのかということである。

(工藤委員) この案からは色々なパターンが考えられる。この案の文章はこのままにしておいて、あとは市長判断でよろしいかと思う。

(矢嶋会長) 全ての委員からご意見伺った。事務局よろしいか。

(事務局) 承知した。

(矢嶋会長) その他、事務局から何かあるか。ないようなので、これをもって令和4年度第5回相模原市人権施策審議会を閉会する。

以 上

相模原市人権施策審議会委員名簿

(五十音順)

No.	氏名	所属団体等	備考	出欠
1	いわ なが りょう こ 岩 永 良 子	特定非営利活動法人 かながわ女のスペースみずら		出席
2	おお ぬき かおる 大 貫 薫	相模原人権擁護委員協議会		欠席
3	かた おか かよこ 片 岡 加代子	特定非営利活動法人 相模原市障害児者福祉団体連絡協議会		出席
4	かね こ まさ よし 金 子 匡 良	法政大学法学部		出席
5	きむ え よん 金 愛 蓮	さがみはら国際交流ラウンジ運営機構		出席
6	く どう さだ つぐ 工 藤 定 次	一般社団法人神奈川人権センター	副会長	出席
7	たけ むら まさる 竹 村 優	公募市民		出席
8	つじ ゆう いち ろう 辻 雄 一 郎	明治大学法学部		出席
9	や じま り え 矢 嶋 里 絵	東京都立大学人文社会学部	会長	出席